

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、綾川町の土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）遠郷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成20年12月16日から平成21年1月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀